

新型コロナウイルス対応に係る保育所保育料の減額措置について

新型コロナウイルス感染症防止対策として国から全国の小中学校等の臨時休業の要請があり、市では、令和2年3月4日から3月24日までの間、市内の小、中学校及び幼稚園の休業の措置をとりました。一方、市内の保育所においては、社会経済活動の影響を最小限とするため、通常通り開所としつつ、新型コロナウイルス感染予防のため、家庭保育のご協力をお願いしたところです。

このことから、当該期間の保育所保育料については、当初、保育所保育料の日割り計算は行わないものとしていましたが、国の保育所保育料（利用者負担額）等の取扱いについて整理がされたことや家庭保育のご協力をお願いしたことから、当該休業等の期間（令和2年3月4日から3月24日）において、欠席された日数に応じた保育料を減額しようとするものです。

また、令和2年4月14日から5月6日の期間を5月31日まで延長し、市内の小、中学校及び幼稚園を休業とし、市内の保育所においては、前回（3月）と同様の取り扱いとしたところです。そこで、当該期間においても、前回（3月）と同様の理由により、保育所保育料の一部を減額しようとするものです。

なお、幼稚園については、幼児教育・保育の無償化により、減額は発生しません。

1. 令和2年3月4日から3月24日までの保育料の減額について

- ① 対象児童 0歳児から2歳児
(3歳児から5歳児等 幼児教育・保育の無償化の対象となっている者は対象外)
- ② 保育料減額の算定方法
欠席日数分にかかる保育料を減額
- ③ 保育料減額分の総額（概算見込み） 4,400千円
- ④ 予算措置
令和2年度6月補正予算（歳出）で対応予定

2. 令和2年4月14日から5月31日までの保育料の減額について

※終了日については今後の状況により変更の可能性あり

- ① 対象児童 0歳児から2歳児
(3歳児から5歳児等 幼児教育・保育の無償化の対象となっている者は対象外)
- ② 保育料減額の算定方法
欠席日数分にかかる保育料を減額
- ③ 保育料減額分の総額
欠席状況が見込めないため、現時点では未定
- ④ 予算措置
令和2年度予算（歳入）の減額補正で対応